

令和5年度 介護保険指定事業者講習会アンケート 質問と回答

該当サービス	質問	回答
全般	高齢者虐待防止措置に関して運営規程は変更予定だが、重要事項説明書の変更も必要か。	法人内で協議のうえ、必要に応じて変更していただきたいです。なお、本件に限らず、重要事項説明書のみの変更であれば、知多北部広域連合への届出は必要はありません。
全般	知多北部広域連合のホームページに各届出の様式が掲載されているが、更新するタイミングは決まっているのか。	更新するタイミングについて定めていませんが、様式に変更があれば随時ホームページの修正を行います。
全般	重要事項説明書に記載する4市町の2024年度の苦情相談窓口について、知多北部広域連合のホームページなどで周知予定はあるか。	毎年発行している「みんな笑顔」にて記載します。なお、本冊子はホームページにも掲載します。
全般	具体的な運営規程や重要事項説明書の雛形を知多北部広域連合のホームページで掲示してほしい。	検討させていただきます。
居宅介護支援	改定後のモニタリングに係るテレビ電話の活用について、機器はどうするのか。また、操作等スマートフォンでさえ使いこなせない高齢者が多い中でどのようにしたら良いか。	機器については法人または利用者に準備していただきます。必ずテレビ電話を使用しなければならないわけではないので、臨機応変に対応をお願いします。
全般	持参した資料とパワーポイントの内容が違うので内容は同じにしてほしい。もしくは、後日パワーポイントの内容を知多北部広域連合のホームページに掲載してほしい。	パワーポイントの内容は知多北部広域連合のホームページに掲載します。
全般	今回の報酬改定で、高齢者虐待防止や感染症まん延防止等の研修が義務付けられたが、運営規程を変更する必要があるか。また、軽微な変更とは、具体的にどのようなものを指すか。	高齢者虐待防止については運営規程への記載が必須となりますので、よろしくお願いたします。なお、軽微な変更については介護保険最新情報vol.959をご参照願います。
居宅介護支援	ケアマネの業務軽減について教えていただきたい。	国及び愛知県等、有益な情報を発信するとともに、第9期介護保険事業計画において記載したとおり、ICT等に係る導入支援を推進していきます。
介護予防支援	予防の方で、サービス提供事業者がケアマネが利用状況を確認するという指示内容ですが、福祉用具貸与は3か月に1回モニタリングとおっしゃっており、ケアマネが福祉用具貸与事業所に1か月に1回聴取しても、「モニタリングの月ではない。」と返ってくると思いますが、モニタリング以外の月は利用者さんに利用の状況の意思を確認していき、必要に応じて福祉用具貸与に連絡、相談していく方法でよろしいか。	毎月の情報の聴取については、モニタリングを必ず行う必要はなく、利用者が福祉用具を適切に利用できるよう、聴取に努めてください。聴取の方法としては、電話やFAX等を利用してください。
介護予防支援	ケアマネは「サービス事業者に対して、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回聴取しなければならない」に関して、サービス事業者の立場から、特に福祉用具事業者から回答方法についてはどのようなイメージをしているか。通所や訪問サービス等とは異なり、毎月のモニタリングがルールとなっていない中で、月1回の回答方法として、適切な対応を教えてください。	
全般	インフルエンザや新型コロナウイルスの感染者がでた場合の報告は、1人でも利用者の感染が発覚した時点で第1報をした方が良いか。何人以上と決まりはあるのか。	感染症が発生した場合は1名でも随時報告をお願いします。しかし、新型コロナウイルス感染症については、10名以上又は全利用者の半数以上の感染が発生した場合に「新型コロナウイルス感染症の発生に関する報告書」にて報告してください。今後取扱いが変わる可能性がありますので、適宜ホームページ等でお知らせします。

該当サービス	質問	回答
全般	施設サービス計画書や機能訓練計画書、また、そのほか同意書類の利用者の押印省略はいつ頃になるか。	施設サービス計画書や機能訓練計画書など利用者の同意欄については、押印不要となっています。引き続き利用者から同意を得ることは必要となりますので、署名をもらうなどして利用者の意思を確認してください。
全般	事前に資料がホームページに掲載されていて良かった。可能であれば、分割ではなく、容量が大きくなっても全ての資料を1つのファイルにしていいただけるとスマートフォン等で見やすい。	今後の参考にさせていただきます。
全般	管理者になったばかりなので、どのような届出があるか詳しく教えていただきたい。	事業者講習会の資料を読み返していただければ幸いです。不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください。
全般	介護保険外の自費サービスを開始しようとする際にも事前協議は必要か。	必要です。
全般	新興感染症発生時に、協定締結医療機関と協力医療機関の関係がよくわからない。	当該医療機関と協定を締結しているか否かでありませぬ。しかしながら、文章によって受け取り方が変わる可能性がございますので、参考文献に対し疑問がある場合は別途ご連絡いただくと幸いです。
全般	指導監査については資料と照らし合わせて見ていたが、スライドとはバラバラだったのでページに合わせて説明していただきたい。	今後の参考にさせていただきます。
全般	設定時間より早く終了したので質疑応答の時間が欲しかった。重要な説明ばかりなので必死に書き写したが写しきれなかった部分があり残念だった。必要とされている項目が実施できているか確認材料に仕上がった。	当日のパワーポイントはホームページに掲載しますのでご覧いただければ幸いです。
居宅介護支援	<p>①「令和4年度「介護保険指定事業所講習会」資料 p43の運営指導における主な指導内容の「第三者評価の実施の状況を重要事項説明書に記載すること。」との記載について、居宅介護支援事業所にも記載することが必要か？との趣旨の質問をして、そのQ&amp;Aが削除されていたので、現時点でははっきりとは確認できませんでしたが、居宅介護支援事業所にも必要と主旨の回答をいただいたと思います。令和5年度「介護保険指定事業所講習会」資料 p48の同様箇所には、居宅介護支援の根拠法令が記載されていませんが、やはり「第三者評価の実施の状況を重要事項説明書に記載すること。」は居宅介護支援事業所の重要事項説明書に記載することは必要でしょうか？(もちろん、令和5年(2023年)6月の「知多北部広域連合ケアマネジメントに関する基本方針」にもあるとおり、常に質の評価が重要と言う点はそのとおりだと思いますが)その上で、もし、重要事項説明書に記載が必要な場合は、当事業所は第三者評価の実施を実施していないので、「第三者評価は実施していない。」との文言をいければよいでしょうか？</p> <p>②令和6年4月より「原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならないこととする。(※令和7年度から義務付け)」になると思いますが、当事業所はホームページを持っていないので、情報公表システム上でと考えています。その際は、どの部分に記載するかは決まっていますか？それとも新しく記載する箇所が指定されることになるのでしょうか？もしくは、例えばQ&amp;Aを待っていればよいでしょうか？</p>	<p>①運営に関する基準第4条内容及び手続の説明及び同意の解釈通知では、重要事項説明書に第三者評価の実施状況に係る記載がないのに対し、同基準第22条揭示に係る解釈通知では重要事項説明書に第三者評価の実施状況に係る記載があることから、改めて調べたところ、第三者評価の実施状況を揭示する必要はあるが、重要事項説明書への記載については望ましいとされています。</p> <p>②情報公表ウェブサイトについては愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険指定・指導グループまでお問合せ願います。(TEL 052-954-6479)</p>
処遇改善加算	報酬改定により、処遇改善加算の計画書や報告書が変更となるが、お知らせのメールを待っていれば良いか。	ホームページに掲載させていただきました。
全般	令和6年4月以降のサービスコードはいつ頃掲載されるか。	令和6年4月下旬にホームページに掲載予定です。
全般	事故報告書について、怪我や受診がなければ広域等に事故報告書を提出しなくてもいいとのことでしたが、離脱事故で利用者に怪我や受診する必要がなく解決した場合は報告しなくてもいいのでしょうか？	報告する必要はありません。しかし、利用者又は利用者家族とトラブルになった場合は報告をお願いします。なお、ヒヤリハットとして記録は残してください。